

電源接続案件一括検討プロセス

Q & A 集

2021年4月

電力広域的運営推進機関

目次

1. 一括検討全般（概要）	- 3 -
1－1 全般	- 3 -
1－2 一括検討開始対象設備	- 4 -
2. 一括検討の開始	- 5 -
3. 一括検討開始の公表	- 7 -
3－1 一括検討開始の公表	- 7 -
3－2 増強パターンの作成および公表	- 7 -
4. 応募	- 8 -
4－1 応募申込み	- 8 -
5. 接続検討	- 12 -
5－1 接続検討の回答	- 12 -
6. 再接続検討	- 14 -
6－1 再接続検討申込み	- 14 -
6－2 再接続検討の実施	- 15 -
6－3 再接続検討の回答	- 15 -
7. 契約申込み	- 17 -
7－1 契約申込み	- 17 -
7－2 現地調査の実施	- 18 -
7－3 技術検討の実施	- 19 -
7－4 契約申込みの回答	- 19 -
8. 工事費負担金契約	- 20 -

8-1	工事費負担金契約の締結	- 20 -
8-2	工事費負担金の入金	- 20 -
9.	一括検討の完了	- 22 -
10.	その他	- 24 -
10-1	暫定容量確保と容量確定について	- 24 -
10-2	一括検討の中止について	- 25 -
10-3	募集対象エリアにおける系統アクセス業務	- 26 -
10-4	辞退の手続きについて	- 27 -
10-5	募集対象エリア等を見直す場合	- 29 -
10-6	系統連系順位	- 30 -
10-7	工事費充足の蓋然性が高い増強工事の検討が必要となる場合の取扱い.....	- 31 -
10-8	負担金可能上限額に関する原則外の取扱い	- 32 -
10-8 (1)	再接続検討又は技術検討の際に、系統連系希望者が辞退扱いとなることで その他の系統連系希望者が連鎖して辞退扱いになると見込まれる場合	- 32 -
10-8 (2)	負担金契約を締結しない、又は負担金契約を履行しない系統連系希望者が 発生したことにより、超過事業者が見込まれる場合	- 34 -
10-9	リプレイス案件系統連系募集プロセスから移行した案件の取扱い	- 35 -

1. 一括検討全般（概要）

1-1 全般

1-1-1 電源接続案件一括検討プロセス（以下「一括検討」）導入により、何が変わるのか。

- 電源接続案件募集プロセス（以下「募集プロセス」）と比べて、大きく変更となる点は以下のとおりです。
- ・ 募集プロセスは、接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力で除した額が2万円を超える場合に広域機関へ申し込むことができたものでしたが、一括検討は、接続検討の回答において、系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合に一般送配電事業者へ申し込むことができます。
- ・ 募集プロセスで実施していた入札を廃止し、全ての系統連系希望者を同一負担金単価（各発電設備等の最大受電電力比による按分）とし受益に応じた負担を求めます。
- ・ 募集プロセスにおいて案件ごとに作成していた募集要綱を、一括検討では標準化し、広域機関のウェブサイトにて、業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等（以下「一括検討の手続等」という）として事前に公表することとします。（その他検討に必要な条件（募集対象エリア、スケジュール等）については、一括検討開始後に一般送配電事業者のウェブサイトにて別途公表されます。
- ・ 一括検討のプロセスは、系統連系希望者全員の工事費負担金入金をもって完了します。（募集プロセスでは、工事費負担金補償契約締結をもって完了）

1-1-2 系統連系希望者は、一括検討に参加することについてどのようなメリットがあるのか。

- 一括検討に参加した場合、他の系統連系希望者と共用する設備の費用は、共同負担する前提で工事費負担金が算定されることから、先行する系統連系希望者の初期投資の負担が軽減されるとともに、事業の見通しが立てやすくなる等のメリットがあります。

1-1-3 電源接続案件募集プロセスと比べて一括検討は早く終わるのか。

- 一括検討の開始から完了まで原則として1年程度を要しますが、入札の廃止や募集要綱の標準化など手続きの簡素化や改善を図っており、今までの募集プロセスより期間を短縮できるものと考えております。

1-1-4 一括検討の説明会はなぜないのか。また、不明点がある場合はどうすればいいのか。

- 募集プロセスの説明会は、案件毎に異なる募集要綱の説明を行うために開催してまいりました。今回、一括検討に移行するにあたり、募集要綱に代わる「一括検討の手続等」を予め広域機関のウェブサイトに公表し、内容の確認を事前に行えるようにすることで、説明会を不要としました。なお、不明点については、広域機関又は関係する一般送配電事業者にお問い合わせください。

1-1-5 一括検討では単独負担の連系は認められないのか。

- 近隣の別案件も含めた系統増強案を立案し効率的な系統整備を図る観点等から、原則として、単独負担の連系は認められません。ただし、一括検討を開始し、応募申込みの件数が1件となる場合等により、結果として単独負担の連系となる場合があります。

1-2 一括検討開始対象設備

1-2-1 一括検討開始対象設備とは何か。

- 一括検討開始の対象となり得る設備のことであり、具体的には特別高圧の送電系統（送電線や変圧器等の設備。特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。）のことを指します。
- なお、効率的な系統整備の観点等から「発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備」、「配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備」、「N-1故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備」は対象外となります。

2. 一括検討の開始

2-1-1 開始検討料とは何か。

- 接続検討の回答書において、系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した系統連系事業者が、一括検討開始の申込みに併せて支払う検討料のことをいいます。

2-1-2 開始検討料はどのように扱われるのか。

- 開始検討料は、一括検討の応募申込みに併せて支払う接続検討の検討料に充当されます。
- ただし、一括検討が開始されない場合その他の正当な理由がある場合については、開始検討料は返還されます。なお、その他の正当な理由とは、入金後に生じた天災地変、戦争、暴動、内乱その他不可抗力等の事情によって、系統連系希望者が連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合などを想定しています。

2-1-3 系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合にも、単独負担の意思があれば契約申込みは可能か。

- 系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合、契約申込みをすることはできません。なお、一括検討の開始申込みはできます。

2-1-4 一括検討開始の申込日が接続検討の回答日から1年以内であれば、一括検討の開始申込みは受付されるのか。

- 一括検討開始の申込日ではなく、受付日が接続検討の回答日から1年を経過していないことが条件となります。また、提出書類に必要事項が記載されていること及び開始検討料が入金されていることの確認をもって受付となりますので、余裕を持った申込みをお願いします。

2-1-5 効率的な系統整備の観点等とはどういうことか。

- 「効率的な系統整備の観点等」とは、系統連系希望者の連系等が繰り返し行われることで、非効率的な系統整備になること等の回避を意図することをいいます。
- 一般送配電事業者は、複数の系統連系希望者の応募の蓋然性が高いと見込まれると判断した場合は、一括検討を開始します。

3. 一括検討開始の公表

3-1 一括検討開始の公表

3-1-1 発電所の建設を計画している地域が、募集対象エリアの可能性のある市町村として指定された場合には、個別の接続検討申込みは可能か。

- 募集対象エリアの可能性のある市町村として指定されても、個別の接続検討の申込みは可能です。ただし、募集対象エリアの見直しがあり、当該市町村が募集対象エリアに変更となった場合には、個別の接続検討申込みは受け付けられません。
- 募集対象エリアでの系統アクセス関係の申込みの取り扱いについては、「一括検討の手続等」の10.3項をご確認ください。

3-1-2 一括検討は遅延することはないのか。

- 一括検討の開始時に公表される検討スケジュールは、開始時点で想定し得るスケジュールを示しております。
- このため、系統連系希望者の辞退等が発生し、繰り返し検討が必要になった場合や、応募件数が著しく多く、検討に長期間必要となる場合等は、開始時点で公表したスケジュールから遅延する場合があります。

3-2 増強パターンの作成および公表

3-2-1 一括検討の応募開始時に公表された増強パターン2の工事費を応募した系統連系希望者の最大受電電力の比で按分することで各系統連系希望者の概算工事費が算出できるのか。

- 増強パターン2の概算工事費は、応募が想定される全ての系統連系希望者が募集対象エリアに連系等した場合の増強工事を基に作成した想定値であり、実際の工事費とは異なります。また、増強パターン2の概算工事費には、その他共用設備に関する工事費等も含まれていません。
- なお、実際の増強工事の概要及び工事費等は、接続検討、再接続検討及び契約申込みに伴う技術検討結果として回答されます。

4. 応募

4-1 応募申込み

4-1-1 一括検討に参加するためには応募が必要なのか。

- 一括検討に参加いただくためには、応募申込みが必要となります。
- なお、一括検討開始の申込みを行った系統連系希望者も応募申込みが必要となります。

4-1-2 募集対象エリア内の送電系統への連系等を希望する系統連系希望者が一括検討に応募しなかった場合は、どうしたら連系できるのか。

- 一括検討完了後に接続検討の申込みを行っていただく必要があります。その後、送電系統への連系等を希望する場合には、接続検討の回答に基づき契約申込み又は一括検討開始の申込み等を行っていただく必要があります。
- なお、一括検討により増強した対策設備に連系可能量があり、設備の使用開始後3年が経過するまでの間に当該設備を利用して連系を希望する場合は、増強した対策設備の工事費負担金の再算定を行い、その差額を精算します。

4-1-3 同一発電地点で複数の応募申込みは可能なのか。

- 1 発電設備等の設置場所につき1申込みとなりますので、最大受電電力や希望受電電圧等を変えて複数の応募申込みを行うことはできません。
- 1 発電設備等の設置場所に複数申込みがなされると、接続検討の回答が、過剰な設備対策を要する内容となる等、不適切なものとなる可能性があります。その結果、他の応募者の不利益に繋がるおそれがありますので、1 発電設備等の設置場所につき1申込みとしてください。

4-1-4 異なる事業者が同一地点で申し込むことは可能か。

- 応募受付にあたり、同一地点での申込みがあった場合でも、異なる系統連系希望者からであれば、申込みをお断りすることはありません。
- しかしながら、地点重複の結果として、再接続検討開始以降において辞退する場合は保証金が没収され、契約申込み以降において辞退する場合は工事費負担金補償金についてご負担いただくことになりますので、地点重複による当該系統連系希望者の不利益を回避するためにも、早期に地権者等と十分ご調整ください。

4-1-4 更1 地点重複しているのに応募受付を行うのはおかしいのではないか。

- 応募の段階では系統連系希望者が事業性を見極めている段階であり、実際に連系されるかが不明のため、この段階で他の応募者の受付を行わないのは適当でないと考えられます。そこで、地点重複している場合であっても、異なる系統連系希望者の応募である場合は、応募を受け付けることとしております。
- なお、再接続検討申込み時に地点の重複する系統連系希望者が確認された場合は、一般送配電事業者は、該当する系統連系希望者にその状況をお知らせします。そして、当該系統連系希望者にて他の重複する系統連系希望者や土地所有者等の関係者と調整していただくことになります。
- なお、地点重複の結果として、再接続検討開始以降に辞退する場合は保証金が没収され、契約申込み（工事費負担金補償契約締結）以降に辞退する場合は工事費負担金補償金の支払義務を負う場合がありますのでご注意ください。

4-1-5 募集対象エリア外から一括検討に応募したいのだが、応募できるのか。

- 効率的な系統整備の観点から、連系点が募集対象エリアの送電系統になる場合には、応募可能となります。詳細については、一般送配電事業者にお問合せください。

4-1-6 同一地点で異なる一括検討に応募できるか。

- 同一地点で複数の一括検討への申込が認められたとしても、最終的にはどちらかしか連系しないこととなります。そのため、同一地点で複数の一括検討に応募することはできません。よって、1発電設備等の設置場所につき1申込みとしてください。
- なお、一般送配電事業者は、同一系統連系希望者が同一地点で異なる一括検討にて応募申込みを受付した場合は、当該系統連系希望者を先に受付した一括検討から辞退扱いとします。

4-1-7 一括検討の開始に伴い接続検討中の案件はどのように扱われるのか。

- 募集対象エリア内において、接続検討の申込受付済で回答未受領（未回答）の系統連系希望者が、一括検討に応募しない場合には、接続検討の申込みを取り下げることができます。接続検討の申込みの取り下げを受け取った一般送配電事業者は、受領済の検討料を返還します。なお、系統連系希望者が接続検討の申込みを取り下げない場合で一括検討に応募しないときは、一般送配電事業者は、当該接続検討を保留とし、一括検討が完了して系統状況が確定した後に、改めて接続検討を再開します。
- 他方、一括検討に応募する場合で、接続検討の申込内容から変更がないときは、新たな接続検討申込書ではなく、申込済みの接続検討申込書の写しをご提出ください。また、支払い済みの検討料は一括検討の接続検討の検討料に充当されます。詳細については、一般送配電事業者にお問合せください。

4-1-8 個別の接続検討の申込み時に接続検討の検討料を支払い、接続検討回答書を受領しているが、何故一括検討に応募申込みをする場合は再び接続検討の検討料が必要となるのか。

- 一括検討では、単独負担を前提とした通常のコネクション検討と異なり、共同負担を前提とした対策工事の検討や工事費負担金算定等を行いますので、別途接続検討の検討料が必要となります。

4-1-9 応募申込内容は、応募以降に変更できるのか。

- 応募締切以降の申込内容の変更は、他の応募者の接続検討や再接続検討のやり直しが必要となる可能性があり、プロセス遅延の要因となることから、他の応募者への影響等を考慮し、原則として、認められません。
- なお、構内機器配置の軽微な変更等、他の系統連系希望者の接続検討回答その他一括検討に影響を与えないことが明らかである場合は変更可能ですので、一般送配電事業者にご相談ください。

4-1-10 応募後に名義変更（他者に事業承継）することは可能か。

- 名義変更につきましては、通常の契約申込みの場合と同様、必要な書類の提出等、所定の手続をいただくことで可能ですので、一般送配電事業者にご相談ください。

4-1-11 応募申込受付件数や応募容量は公表されるのか。

- 一般送配電事業者は、接続検討開始後速やかに応募申込みの受付件数及び最大受電電力の合計を一般送配電事業者のウェブサイト公表します。

4-1-12 接続検討申込みした地域で一括検討が開始されたが、必ず、応募しなければならないのか。

- 必ず応募に申し込まなければならないということはありません。一括検討完了後に接続検討の申込みを行っていただくことも可能です。

5. 接続検討

5-1 接続検討の回答

5-1-1 接続検討では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。

- 一般送配電事業者は、受付した全ての接続検討の申込内容を前提に接続検討を実施します。
- 工事費負担金は電源線に係る費用に関する省令、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者が公表した工事費負担金の具体的な算出方法に基づき算出されます。また、全ての系統連系希望者を、同一負担金単価（各発電設備等の最大受電電力比による按分）とし受益に応じた負担を求めることとしております。
- 一般送配電事業者は、受付した全ての接続検討の申込内容を前提に接続検討を行い、工事費充足の蓋然性が低いと判断した場合は、系統連系希望者の事業性判断等の一助となるよう、上記に加えて、代替案として工事費充足の蓋然性が高い増強工事を前提とした接続検討も実施し、双方の結果を書面にて回答します。

5-1-2 募集プロセスにおいては、接続検討回答時に、容量按分時と全額負担時の2通り（幅付）で工事費負担金の提示があったが、一括検討では、なぜ提示する工事費負担金を1通りのみとしたのか。

- 一括検討においては、工事概要、連系可能量、工事費及び他の系統連系希望者の情報（最大受電電力、連系電圧、連系点等）を合わせて回答しますので、系統連系希望者にて、様々なケースの工事費負担金を試算することが可能となります。

**5－1－3 自身の申込み情報を他の系統連系希望者に提供してほしくないが、どうにか
ならないのか。**

- 他の系統連系希望者の辞退も考慮した負担金の相場観を自らで判断し、負担可能上限額を申告していただく等、事業性判断の一助となるよう一括検討の申込み者に限り提示することになります。なお、この内容は第39回広域系統整備委員会にて整理されたことを踏まえ、一括検討の手続等に記載されております。

6. 再接続検討

6-1 再接続検討申込み

6-1-1 負担可能上限額はどのような額を記載すれば良いのか。

- 負担可能上限額とは、個々の系統連系希望が辞退した又は辞退扱いとなった場合でもプロセスを円滑に進めるため、あらかじめ当該一括検討において系統連系希望者が負担しうる金額を事前に申告いただくものとなります。
- 系統連系希望者は、辞退者の発生などにより自らの工事費負担金が増加した場合には、負担可能上限額まで支払うことになります。他方、工事費負担金が、負担可能上限額を超過する場合は辞退扱いとなります。
- よって、負担可能上限額には、事業性等に鑑みて、当該一括検討において支払いの責任を負う金額をご記載ください。

6-1-2 負担可能上限額は変更できるのか。

- 再接続検討中において負担可能上限額の変更は原則として認められません。負担可能上限額の変更が認められる原則外の取り扱いについては「一括検討の手続等」の10.8項をご確認ください。なお、負担可能上限額を減額することは認められません。
- また、契約申込みの際に、再接続検討申込み時に申告した負担可能上限額と同額以上の額を申告することができます。なお、再申告した負担可能上限額の増額分につき、追加の保証金が必要となります。

6-1-3 再接続検討申込みにおいて、接続検討申込み内容から変更してもよいのか。

- 質問4-1-9に対する回答をご確認ください。

6-2 再接続検討の実施

6-2-1 一般送配電事業者は「一括検討の手続等」の再接続検討の実施において具体的に何をするのか。

- 系統連系希望者の工事費負担金が、当該系統連系希望者の申告した負担可能上限額におさまっているか確認します。工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する場合は、当該系統連系希望者を辞退扱いとし、当該系統連系希望者以外の再接続検討申込みを受付した系統連系希望者の工事費負担金を再算定し、それぞれの系統連系希望者の申告した負担可能上限額におさまっているか確認します。この確認を繰り返し行い、最終的に連系可能な系統連系希望者を確定します。

6-3 再接続検討の回答

6-3-1 再接続検討回答書ではなく、辞退扱い通知を受けたがどういう扱いなのか。

- 再接続検討の結果、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過した又は増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった等により辞退扱いになったことをお知らせするものになります。
- この場合、当該一括検討において契約申込みを行うことはできません。

6-3-2 再接続検討回答書の内容を受け、辞退したいがどうすればよいか。

- 辞退される場合は、一般送配電事業者に対し、辞退書をご提出ください。一括検討の所要工期の長期化に関するお知らせを受領している場合は、所要工期の長期化に関する回答書をご提出ください。
- 再接続検討回答時の所要工期が、接続検討回答時の所要工期よりも長期化したことを理由として、再接続検討の回答日から起算して20営業日までに辞退の申し出を行った場合は、保証金は返還されます。

6-3-3 発電場所重複解消に向け系統連系希望者間で調整した結果、当事者間で整理できず、それぞれの系統連系希望者が申込みを行った場合は、申込みを受け付けるのか。

- 申込みを受け付けます。
- なお、一般送配電事業者においても、地点重複の有無の確認し、お知らせをする場合がありますが、網羅的に確認を行うものではないこと、また、その正確性の確認をするものではないことから、系統連系希望者は、再接続検討申込み前までに可能な限り地権者等と調整を行い他の系統連系希望者と発電設備等の設置場所が重複しないよう努めてください。
- また、再接続検討開始後に、発電設備等の設置場所の重複に伴って辞退した場合には、系統連系希望者の責による辞退となり、保証金は没収となりますのでご注意ください。

6-3-4 全ての系統連系希望者が辞退扱い等になった場合、一般送配電事業者は既存の送電系統に増強工事を要せずに連系可能な系統連系希望者がいるか検討するとあるが、検討結果はどのように回答書に反映されるのか。

- 全ての系統連系希望者が辞退又は辞退扱いとなったときで、既存の送電系統に増強工事を要せずに連系可能な系統連系希望者がいる場合、当該系統連系希望者には、既存の送電系統に増強工事を要せずに連系等を行うことを前提に検討した結果を書面にて回答します。また、それ以外の系統連系希望者には、増強工事の工事費負担金の額が申告した負担可能上限額を超過したことにより辞退扱いとなった旨を書面にて通知します。具体的な系統連系希望者の決定方法については、「一括検討の手続等」の10.6項をご確認ください。

7. 契約申込み

7-1 契約申込み

7-1-1 再接続検討の回答にて所要工期が長期化したため、契約申込みを行わずに辞退したいが、辞退を申し出なければならないか。また、保証金はどのような扱いとなるのか。

- 再接続検討の回答日から起算して20営業日以内に所要工期が長期化したことを理由に辞退を申し込むことができます。
- 系統連系希望者が、契約申込みの受付締切までに所要工期が長期化したことを理由に辞退の申込みをした場合には、保証金を返還します。
- なお、契約申込みの受付締切までに辞退を申し込まなかった場合、当該系統連系希望者を所要工期が長期化したことを理由に辞退しなかったものとし、保証金は没収される場合があることにご留意ください。

7-1-2 負担可能上限額を変更したいがどのようにすればよいか。

- 契約申込みの際に、再接続検討申込み時に申告した負担可能上限額と同額以上の額を申告することができます。ただし、再申告した負担可能上限額の増額分につき、追加の保証金が必要となります。
- 契約申込み以降の負担可能上限額の変更は原則として認められません。負担可能上限額の変更が認められる原則外の取り扱いについては「一括検討の手続等」の10.8項をご確認ください。なお、負担可能上限額を減額することは認められません。

7-1-3 契約申込みの受付期間内に申込みが受け付けられなかった場合はどうなるのか。

- 契約申込みの締切までに契約申込みをしていない系統連系希望者は、辞退扱いとなります。
- 契約申込みの締切までに申込みは行ったものの、一般送配電事業者からの依頼に基づく提出書類の修正が契約申込みの締切までになされない場合は、当該系統連系希望者の申込みは原則無効となり、辞退扱いとなります。なお、その場合、保証金は没収される場合があることにご留意ください。
- なお、契約申込みの締切までに必要となる追加の保証金が入金されない場合、負担可能上限額は再接続検討申込み時に申告した額となります。

7-2 現地調査の実施

7-2-1 契約申込みの回答期間における「合意した期間」とは具体的に何を指すのか。

- 一般送配電事業者は、契約申込みに対する回答のための現地調査等が必要と判断した場合は、現地調査等を実施します。
- 現地調査等に6ヶ月以上の期間を要する場合、一般送配電事業者と系統連系希望者は、協議の上、契約申込みの回答期間について「合意した期間」を決定します。

7-2-2 現地調査に必要な期間は、系統連系希望者毎に異なるのか。

- 現地調査に必要な期間は系統連系希望者毎に異なる場合があります。なお、この場合、一般送配電事業者は、合意可能な期間の中で最長の期間を「合意した期間」とします。
- なお、一般送配電事業者が必要とする期間での合意に至らず、一般送配電事業者が必要とする期間より短い期間で回答する場合は、十分な現地調査等が行えないこと等の理由により工事費負担金や工期が一括検討完了以降に大きく変更する場合があります。

7-3 技術検討の実施

7-3-1 負担可能上限額の超過により辞退扱いとなった系統連系希望者は、増強工事を要さない既存の送電系統規模に移行した技術検討時の検討の対象者となるのか。

- 一般送配電事業者から書面にて辞退扱いとなった旨の通知を受領した系統連系希望者は、既存の送電系統に増強工事を要せずに連系可能な系統連系希望者がいるか検討を行う際の対象外となります。また、所要工期が長期化したことを理由に辞退した系統連系希望者も、当該検討を行う際の対象外となります。

7-4 契約申込みの回答

7-4-1 技術検討回答時における負担可能上限額の超過による辞退扱いの通知はどのように行われるのか。また、所要工期が長期化する場合の手続きの具体的な内容及び時期について知りたい。

- 一般送配電事業者は、技術検討において、更なる辞退又は辞退扱いとなる系統連系希望者がいなくなった時点で辞退扱いとなる系統連系希望者を確定するとともに辞退扱いとなった旨を書面にて通知し、また、工事費負担金を負担可能な系統連系希望者に対し連系承諾を行います。
- ただし、所要工期が長期化する系統連系希望者がいる場合、一般送配電事業者は、連系承諾を行う前に、契約申込みをした全ての系統連系希望者に技術検討の結果（辞退扱いとなった旨の通知含む。）を回答するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。詳細については、「一括検討の手続等」の7.4項（2）をご確認ください。

8. 工事費負担金契約

8-1 工事費負担金契約の締結

8-1-1 工事費負担金は、具体的にどの様に算定されるのか。

- 工事費負担金は、電源線に係る費用に関する省令、発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針及び一般送配電事業者が公表した工事費負担金の具体的な算出方法に基づき算定します。なお、共用する設備については、共用する全ての系統連系希望者の最大受電電力で工事費を按分し、工事費負担金を算定します。

8-2 工事費負担金の入金

8-2-1 工事費負担金を入金した後も辞退者等が発生することが想定されるが、工事費負担金が高くなることはないのか。

- 系統連系希望者と一般送配電事業者間で工事費負担金補償契約を締結しているため、辞退者から工事費負担金補償金が支払われる前提においては、工事費負担金を入金した工事費負担金が高くなることは基本的にありません。
- なお、辞退者等の発生に伴い、再度の技術検討が必要となり、増強規模の縮小等により工事費負担金の額等が変更となる場合があります。

8-2-2 工事費負担金入金後の辞退者等の発生により、工事費負担金が申告した負担可能上限額を超えた場合、工事費負担金契約はどのような扱いとなるのか。

- 工事費負担金契約の変更等、個別の契約内容の詳細については、契約書に規定されるものとなりますので、詳細については一般送配電事業者にお問い合わせください。
- なお、負担可能上限額に関する原則外の取り扱い（「一括検討の手続等」10.8（2））に記載のとおり、負担可能上限額を変更できる場合があります。

8-2-3 工事費負担金が高額になった場合、分割払いはできるのか。

○ 工事費負担金は原則として一括払いとなります。ただし、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、工事費負担金を一括して支払うことは系統連系希望者の負担が大きくなることから、送配電業務指針第103条第3項（必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる）に基づき、工事設計・発注などの工程ごとの切り分けを検討の上、工事工程単位での分割払いを行うことが可能となっております。工事費負担金の分割払いを希望される場合は、一般送配電事業者にお問い合わせください。

（参考）送配電等業務指針第103条第3項に基づき、工事費負担金の分割払いが認められる場合の考え方について

https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/files/181214_koujifutankin_sankou.pdf

9. 一括検討の完了

9-1-1 一括検討完了後に発電設備等の仕様変更があった場合に契約申込の内容を変更できるのか

- 一括検討完了以降の申込内容の変更は、他の応募者への検討結果に影響を与える虞があることから、原則として、認められません。
- なお、構内機器配置の軽微な変更等、他の応募者の接続検討回答結果等に影響を与えないことが明らかである場合は変更可能です。
- また、最大受電電力の減少については、減少後の最大受電電力に応じた工事費負担金と最大受電電力の減少分に応じた工事費負担金補償金をお支払いいただくことで連系可能となる場合があります。最大受電電力の増加については、通常の新規申込みと同様の手続きとなり、系統状況に応じて対策工事や工事費負担が必要となります。
- 詳細については、一般送配電事業者にご相談ください。

9-1-2 工事費負担金契約に基づき支払った工事費負担金は、工事完了後に実績との差額を精算することになっているが、どのくらい差異が生じるのか。

- 調査測量、用地交渉等に伴い工事費負担金契約時の工事費負担金と工事完了後の工事費負担金に差異が生じる場合があります。詳細は一般送配電事業者にお問い合わせください。

9-1-3 一括検討が完了した場合、そのエリアでは再度、一括検討の開始申込みできるのか

- 一括検討の開始要件（接続検討の回答書において系統連系工事が一括検討の対象となる可能性がある旨の回答を受領）を満たせば、開始申込みは可能です。
- ただし、一括検討に応募した全ての系統連系希望者が辞退した又は辞退扱いになった等の理由により、送電系統の増強工事が行われずに一括検討が完了した場合、一般送配電事業者が、効率的な系統整備の観点等から後発の一括検討を開始する必要があると判断する場合があります。

9－1－4 一括検討完了後に既存の送電系統に連系可能量がある場合、契約申込みを行うことは可能か

- 一括検討完了後に既存の送電系統に連系可能量があれば、契約申込みを行うことができます。ただし、一括検討が開始されたため、再度接続検討の申込みが必要となりますので留意ください。

9－1－5 一括検討完了後に増強した設備に連系可能量があり、その連系可能量を利用する系統連系希望者が現れた場合、工事費負担金は精算されるのか。

- 一括検討完了後増強した対策設備に連系可能量があり、設備の使用開始後3年が経過するまでの間に新規利用事業者が現れた場合、新規利用事業者も含めて工事費負担金の再算定を行い、その差額を精算します。

10. その他

10-1 暫定容量確保と容量確定について

10-1-1 暫定的に確保した送電系統の容量以上に応募申込みがあった場合はどうするのか。

- 応募開始時に暫定的に確保していた送電系統の容量以上の応募申込みがあった場合には、再度募集対象エリア及び増強規模等の検討を行い、必要に応じて募集対象エリアの見直しを行い、再度応募申込みの受付を行います。
- なお、再度の応募申込みの際は、既に受付した応募申込みは有効とし、再度の応募申込みは不要です。

10-1-2 暫定的に確保した送電系統の容量の確定後、辞退者が出た場合、確定した送電系統の容量はどうなるのか。

- 送電系統の容量の確定後に辞退した系統連系希望者分の容量は、送配電等業務指針第9条第2項に基づき、取り消します。

10-2 一括検討の中止について

10-2-1 どのような場合、一括検討は中止になるのか。

- 次のいずれかに該当する場合、一括検討が中止となるときがあります。
 - ・ 一括検討開始後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
 - ・ 想定される増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、一括検討を継続したとしても全ての系統連系希望者が連系できない蓋然性が高いと判断した場合

10-2-2 一括検討の中止は誰が判断するのか。

- 一般送配電事業者が判断する場合と広域機関が要請する場合があります。
- 広域機関は一括検討の状況を適宜確認しており、必要に応じて一括検討の中止を要請することができます。

10-2-3 一括検討が中止された場合は、応募している案件はどうなるのか。

- 一括検討に参加した系統連系希望者が中止までに行った全ての行為（接続検討申込み、契約申込み等）は無効となります。

10-3 募集対象エリアにおける系統アクセス業務

10-3-1 全ての系統アクセス業務は一括検討が完了するまで止まってしまうのか。

- 一括検討が開始された場合、募集対象エリアにおける系統アクセス業務については、一括検討の結果に影響しない又は影響を与えないものを除き、受付は行わず、一括検討完了後に受付開始となります。
- 詳細については、「一括検討の手続等」の10.3項をご確認ください。

10-3-2 一括検討中の事前相談は、どのように取り扱うのか

- 一括検討が完了し、系統状況が確定した場合に受付を開始いたします。ただし、一括検討完了前であっても「発電設備等の設置場所から連系点（想定）までの直線距離」の回答を希望する場合は、受付を行います。

10-3-3 一括検討中の接続検討や契約申込みは、どのように取り扱うのか

- 一括検討が完了し、系統状況が確定した場合に受付を開始いたします。ただし、一括検討完了前であっても、発電設備等の変更等を行う場合で最大受電電力の変更がないとき又は最大受電電力が減少するときには、一般送配電事業者が一括検討への影響を勘案した上で受付を行います。詳細については、一般送配電事業者にお問い合わせください。

10-3-4 一括検討開始前に既に申し込んだ事前相談や接続検討はどうなるのか。

- 一括検討が開始した時点で回答未受領の場合には、事前相談や接続検討の申込を取り下げることができます。その場合、接続検討の検討料については、返金いたします。
- また、既に接続検討に申し込み、かつ回答を受領していない事業者が、一括検討に応募申込する場合には、一括検討の検討料を不要としたうえで一括検討の応募申込を受付します。その場合には、個別の接続検討については、回答いたしません。

10-4 辞退の手続きについて

10-4-1 一括検討に参加後、途中で辞退することは可能か。辞退する場合、違約金等は発生するのか

- 一括検討の途中での辞退は可能ですが、辞退された場合、これまで行ったすべての行為（接続検討申込み、契約申込み等）は無効となります。ただし、締結した契約に関する行為は除きます。
- その際の保証金等の取扱いは、辞退のタイミングにより、以下のとおりとします。

辞退のタイミング	取扱い等
一括検討開始から 接続検討開始前	開始検討料は、原則として、返還しません。 ただし、一括検討が開始されない場合その他の正当な理由がある場合は、返還します。
接続検討開始後	接続検討の検討料は、原則として、返還しません。 ただし、応募申込みを受付した件数が1件のみの場合に限り、当該応募申込みを行った系統連系希望者が一括検討開始前に応募申込みに必要な接続検討申込書と同様の内容で接続検討申込を行い、その回答を受領している系統連系希望者であるときは、検討料を当該系統連系希望者へ返還します（一括検討開始前に受領した接続検討の回答日から1年以内に受け付けた応募申込みの場合で、送配電等業務指針第83条の規定に準じ検討料を不要とする場合に限る。）。
再接続検討開始後	保証金は、原則として返還しません。 ただし、工事費負担金契約を締結する前に、次に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がある場合、返還します。 ① 工事費負担金の額が申告した負担可能上限額を超過したこと で辞退扱いとなった場合 ② 再接続検討及び技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該再接続検討又は技術検討の回答日から起算して20営業日以内に一括検討を辞退する場合 ③ 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合 ④ 一括検討が中止された場合
工事費負担金補償契約 締結後	工事費負担金補償金の支払義務等、個別の契約内容の詳細については、契約書に規定されるものとなりますので、詳細については一般送配電事業者にお問い合わせください。

	なお、「一括検討の手続等」では、次のように記載しています。 「補償契約を締結した系統連系希望者は、当該契約の締結後、辞退した場合は、工事費負担金補償契約に基づき工事費負担金補償金を負担する。ただし、一括検討の完了前に、次に掲げる事情が生じた場合その他正当な理由がある場合は、工事費負担金補償契約に基づき支払義務は免除される。 ① 工事費負担金が負担可能上限額を超過したことで辞退扱いとなった場合 ② 技術検討の回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に、当該技術検討の回答日から起算して20営業日以内に系統連系希望者が辞退する場合 ③ 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合 ④ 一括検討が中止となった場合」
工事費負担金契約締結後	工事費負担金の支払等、個別の契約内容の詳細については、契約書に規定されるものとなりますので、詳細については一般送配電事業者にお問い合わせください。

10-5 募集対象エリア等を見直す場合

10-5-1 募集対象エリアを見直す場合とはどのような場合か。

- 既連系事業者の契約取下げ及び一括検討における辞退者の発生等により、例えば、全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事が不要となり、募集対象エリアを分割することにより一括検討の期間短縮が図れる場合には、募集対象エリアの見直しを行うことを想定しています。なお、募集対象エリアを見直した場合には、一般送配電事業者のウェブサイトにもその内容を公表します

10-6 系統連系順位

10-6-1 系統連系順位が必要な場合はどのようなときか。

系統連系順位は、次に掲げる場合及びその他の必要な場合において決定します。

- 増強工事の規模縮小等により、一部の系統連系希望者が連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合において、連系等を行うことができる系統連系希望者を決定するとき
- 全ての系統連系希望者が辞退又は辞退扱いになる場合において、既存の送電系統に増強工事を要せずに連系可能な系統連系希望者を決定するとき
- 太陽光及び風力の30日等出力制御枠に達していない一般送配電事業者の送電系統において、太陽光及び風力の連系等の際し、30日等出力制御枠（周波数変動面）に関する系統連系希望者を決定するとき
- 全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の完了前に連系可能量がある場合において、当該工事の完了前に連系可能となる系統連系希望者を決定するとき

10-6-2 負担可能上限額余剰分単価で順位が決定できないのはどのような場合か。

- 負担可能上限額の申告前に系統連系順位が必要となった場合や負担可能上限額余剰分単価が一致する系統連系希望者が発生した場合を想定しています。

10-6-3 何故負担可能上限額余剰分単価を用いて順位を決定するのか。

- 工事費充足の蓋然性が高くなるよう、kW当たりの負担可能上限額と工事費負担金の差額（負担可能上限額余剰分単価）が高い順位に決定することとしました。

10-7 工事費充足の蓋然性が高い増強工事の検討が必要となる場合の取扱い

10-7-1 工事費充足の蓋然性が高い増強工事とは何か。

○接続検討において、受付した全ての申込内容を前提に検討を行った結果、全ての系統連系希望者が共用する設備の増強工事の費用が高く、必要な工事費が充足される蓋然性が低いと一般送配電事業者が判断した場合は、その代替案として極力多数の系統連系希望者が連系等を行える増強工事の検討を実施します。この増強工事のことを工事費充足の蓋然性が高い増強工事といいます。

10-7-2 何故接続検討の段階で2通りの増強工事を提示するのか。接続検討の段階で1つに絞ることはできないのか。

- 接続検討は原則として受付した全ての申込内容を前提に行いますが、工事費充足の蓋然性が低いと判断した場合は、工事費充足の蓋然性が高い増強工事を前提とした検討も実施し、双方の結果を回答しますので、事業性判断等にご活用ください。
- 再接続検討では、申告された負担可能上限額に基づき決定した1つの増強工事を前提とした回答を行います。

10-8 負担金可能上限額に関する原則外の取扱い

10-8 (1) 再接続検討又は技術検討の際に、系統連系希望者が辞退扱いとなることでその他の系統連系希望者が連鎖して辞退扱いになると見込まれる場合

10-8 (1) - 1 追加の保証金はいくら必要になるのか。

- 負担可能上限額に追加した額の5%相当が必要となります。
 - 具体的には、以下のとおりです。
 - ・ (変更後の負担可能上限額[円] (消費税等相当額含む))
- 再接続検討申込時に申告した負担可能上限額[円] (消費税等相当額含む)) × 5%
- ・ 保証金は千円単位 (千円未満の端数切捨て) 。

10-8 (1) - 2 辞退扱いの連鎖が発生しない場合でも、上限額を変更して、辞退扱いを取り消すことはできないか。

- 負担可能上限額は「一括検討の手続等」に基づき、契約申込みに伴う再申告 (7. 1 (2)) 及び負担可能上限額に関する原則外の取扱い (10. 8 項) を除き、変更することはできません。

10-8 (1) - 3 負担可能上限額変更の意思確認書の提出が、期限に間に合わない場合はどうなるのか。

- 期限日までに、負担可能上限額の変更の意思を有さない超過事業者がいる場合、全ての超過事業者が辞退扱いとなります。

10-8(1)-4 負担可能上限額変更の意思確認書提出後、追加保証金の支払いが入金期限に間に合わない場合はどうなるのか。

- 入金期限までに、追加保証金の入金が確認できない超過事業者がいる場合は、負担可能上限額の変更の意思を有さない超過事業者とみなし、全ての超過事業者が辞退扱いとなります。

10-8(1)-5 辞退扱いとなった場合、先に支払済みの保証金は返還されるのか。

- 負担可能上限額を超過して辞退扱いとなった場合は、当該系統連系希望者が支払った保証金は返還されます。

10-8 (2) 負担金契約を締結しない、又は負担金契約を履行しない系統 連系希望者が発生したことにより、超過事業者が見込まれる場合

10-8 (2) - 1 負担金契約不履行者が発生した後に行う再算定の内容は。

- 負担金契約不履行者を除外した上で、負担金契約を履行した全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした技術検討（工事費負担金の再算定含む。）を実施します。再度の技術検討においては、負担金契約不履行者へ請求する補償金の額を算定するとともに、負担可能上限額の再申告結果を踏まえて検討を行います。
- また、並行して、負担金契約不履行者及び負担金契約を履行した全ての系統連系希望者の申込内容を前提とした増強工事について、負担金契約を履行した系統連系希望者のみで負担した場合の工事費負担金を算定します。再算定した工事費負担金により、超過事業者が見込まれる場合、負担金契約を履行した系統連系希望者に対し、負担可能上限額の変更の意思を有するか否かを確認します。

10-9 リプレース案件系統連系募集プロセスから移行した案件の取扱い

10-9-1 リプレース案件系統連系募集プロセスに参加していた系統連系希望者は、一括検討に移行する際、何か手続きが必要なのか。

- 移行した場合の必要な手続きはありません。その後接続検討が始まりますので一括検討の手続等に従ってください。

10-9-2 リプレース案件系統連系募集プロセスが開始され、一括検討に移行する場合、通常の一括検討のように再度系統連系希望者を募集するのか。

- リプレース案件系統連系募集プロセスにて、既に応募を行っておりますので、一括検討に移行した場合は、募集を行わずに接続検討を開始します。

10-10 休廃止等手続により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い

10-10-1 リプレース募集プロセスから一括検討に統合することにより、何が変わるのか。

- リプレース案件系統連系募集プロセス（以下「リプレース募集プロセス」）と比べて、大きく変更となる点は以下のとおりです。
- ・プロセスの対象について、これまで最大受電電力10万キロワット以上の発電設備等の廃止のみ対象としていましたが、新しいルールでは、最大受電電力10万キロワット以上の発電設備等の最大受電電力減少及び長期計画停止電源を非稼働電源扱いとした場合も対象に含めました（以下では、3つの対象の手続きのことを総称して「休廃止等手続」といいます）。
- ・プロセスの開始判断について、これまで休廃止等手続に起因する事業者（同一事業者、または一定の資本関係や契約関係を有する事業者）が同一系統・同一地域で新增設計画（低圧連系は除く）を行い、かつ最大受電電力が既存の連系可能量を超過する場合にリプレース募集プロセスを開始していました。しかし、新しいルールでは、休廃止等手続に起因する事業者が同一系統・同一地域での新增設計画の申込み（低圧連系は除く）があった場合、連系等を行うことが見込まれる発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量を超過すると判断した場合のどちらか一方の条件を満たせば、一括検討を開始するようにいたしました。
- ・手続きの主体が、一括検討への統合に伴い広域機関から一般送配電事業者に変更となります。

10-10-2 系統連系希望者が、休廃止等手続に伴う一括検討に参加することのメリットは何か。

- 新設発電事業者は、休廃止等手続を行った既設の発電事業者と一緒に一括検討に参加することができ、共同負担する前提で工事費負担金が算定されることから、初期投資の負担を軽減することができます。
- 一方、休廃止等手続を行った既設の発電事業者も、現行のルールではプロセス毎に定める募集要綱により進め方が異なる可能性があるため、手続きを見通すことができないこ

とがありましたが、今後は手続きを一括検討の手續等に明確化することで、事業の見通しが立てやすくなりました。

10-10-3 リプレース募集プロセスと比べて一括検討は早く終わるのか。

- これまでリプレース募集プロセスの応募を行っていた期間に接続検討を行い、また手続きの簡素化を行うことで、新規事業者の事業性判断に必要な12か月間は確保したうえで期間短縮できるものと考えています。

10-10-4 一般送配電事業者は、休廃止等手續の申込みを行う事業者、接続検討申込者や契約申込者に対して、書面による聞き取りや資料提出を求めるのか。

- 一般送配電事業者は、事業者からの申込みを受けて正確に増加連系可能量の情報公表や一括検討の開始判断を行う必要があるため、書面による聞き取りや資料提出を求めることにしています。

10-10-5 増加連系可能量の公表エリアは、必ず一括検討が開始となるのか。

- 一括検討が開始となるのは、休廃止等手續に関係する事業者等から契約申込みの書類を受領した場合又は既存の連系可能量がなくなると判断した場合だけであり、それ以外のケースでは、一括検討は開始されず、個別に契約申込み手続きを行うことができます。

10-10-6 リプレース募集プロセスや休廃止等手續に伴う一括検討の手續きは、なぜ必要なのか。

- かつて、既設の発電事業者が発電設備のリプレースを行うために廃止申込と新設申込を同時に行った場合には、基本的に追加の費用を負担することなく既存の空き容量をそのまま活用することが可能となっており、新たに発電設備を設置する新規の発電事業者と比較して、送電系統の利用に関して著しく有利となる可能性がありました。既設の発電

事業者と新規の発電事業者が公平に送電システムを利用できることを目的として、リプレース募集プロセスや新しい情報公開ルールを導入しております。